

# 社說 Editorials

めが原因で不登校になり、  
フリーースクール中心の生活  
です。先生方は心が傷ついて  
いた息子に親身に寄り添い、  
頭が下がります。いじめら  
れた子のケアは楽ではない  
と思います。教育現場のどこに問題があつて不登  
校がなくならないのかとい  
う根本的な問題にススを打  
れない限り、不登校はます  
ます増えていくでしょう。

「違憲」法制  
政治権力は全能ですか

## 多様な学び

自分の通り道をさざいでいる、宿題の邪魔をする……。自分の気持ちが乱されると、「わざに」の一言です。言われたては訳がわからず、怒り始めます。子どもたちが自らの思いを単語だけ表現し、言葉を増やそうとしたことは

「現在の憲法をいかに法案に適用させていいか」のか、といふ議論を踏まえて閣議決定を行った。安保保障関連法案を審議する衆院特別委員会での、中谷元・防衛相の答弁である。前日に衆院憲法審査会で3人の参考人が安保関連法案は「憲法違反」と断じたことを受け、民主党の辻元清美氏が「政府は法案を撤回した方がいい」と指摘したことに対するものだ。

憲法「を」法案に適用させるのが、憲法である。

「言うまでもなく、憲法は日本の最高法規であり、憲法に」法律を適用させなければならぬ。いふ。これがいま、政府の方針を最上位に置き、それに合わせて法律をつくることで、実質的に憲法を変えてしまおうといふまさかの事態が進むとしている。疑つた。

たの「審査」を指しているのか、假にも「法の審人」と称されてきた内閣法制局である。

法制局は、憲法違反の法条が国会に提出されないよう事前に審査し、「法の支配」を守る役割を担ってきた。いや、「審人」ではなく、曲芸的な憲法解釈でむしろ政治を支えてきたのだとの批判は常にあるが、それでも、現憲法下では集団的自衛権の行使は認められないという一線は守ってきた。

憲法審査会で笛田栄司・早大教授は、これまでの法制局の仕事を「ガラス細工」と言えなくもないが、本当にギリギリのことまで保つてきていた」と評価し、今回はそれを「踏み越えてしまった」ので違憲だと指摘した。だが、横畠裕介法制局長官はどこ吹く風、複数の元長官の批判や懸念にも背を向け、「政権の審人」としての覚悟すら(憲)

させる。その姿は、人事方に手を突き込まれた時の官僚組織の弱さを見せつけている。

今回の安保法制を突き詰めるところでは、生死にかかわる重大な判断を無限に委ねてしまえるほど、政府を、政治を信頼できるかという問い合わせ残る。人事で法を我がものにしようとする安倍晋三首相。専門家集団としての矜持を捨て、一線を越えた内閣法制局。自らが国会に招いた参考人の「憲法」の摘要を「人選ミス」と矮小化し、政府に憲法を守らせる役割を忘れて追認機関化と化す与党。そして誰が何と言おうとも、立ち止まることなく配する見せない政府。

2015 · 6 · 9

多様な学びに扇を開く重ね  
だ。議論を進めてほしい。  
超党派の議員連盟が、フリー  
スクールや家庭など学校以外で  
の教育機会を、義務教育として  
認める法案を検討している。  
「多様な教育機会確保法案」  
といふ。

国は戦前から70年余り、保護  
者が子どもに学校で教育を受け  
させるよう義務づけてきた。  
だが不登校の小中学生は、学校  
現場の努力にもかかわらず、20  
年近く10万人を超えたままだ。  
実態と制度のズレは大きい。  
学校は今でも教育の主舞台で  
あるべきだが、それが必ずしも  
ての子に最善とは限らない。重  
要なのは、子の学ぶ権利を保障  
することだ。学校一本やりの政策  
策を見直す必要がある。  
法案の考え方制度はこうだ。  
家庭が学校以外の道を選ぶ場  
合、「フリースクールやNPO、

学校などの財産を得て「学習計画」をつくり、市町委員会に申請する。教委は「教育支援委員会」認定された場合、教委などが定期的に訪問し、する。計画にそって学べる教育を修了したと認められ鍵を握るのは、学校で法案はあくまで教育の学校とし、フリースクールで学習などを選択肢とするものだ。学校がフリークルかではなく、学校もフリークールも制度に位置づけ狙いであることを確認し、先生たちはこれまで違う子の相談に乗り、ともにほしい。多くの子に教育を保障する学校の存在を確保する学校がついで一層進め学校づくりをすき点は多い。今後も変わらない。通りの検討すべき点は多い。

ありましたがけれども、やはり国家にとりまして、自衛隊、日米安保、ともに憲法の範囲で活動するものであるということはもう間違いないことでございます。

対の声明を上げられ、今どんどんふえていくといふるというような事態で、そして自衛隊は、憲法審査会で呼ばれた三人の参考の方も、非常に日本では権威のある方々です。三人とも口をそろえて

議決定を行つたわけでござりますので、多くの識者の御意見を開きながら真剣に検討して決定をしたということです。

員会 2015 年 6

こういった憲法について、どこまで許されるのかというのは、従来からも議論をされておりまして、政府としましては、昨年七月に閣議決定を行つたわけですが、この間までも、安保法制と一緒に、もうものの議論を通して、政府としては有識者に意見を伺つて、その報告書の提出を受け、そして与党の中でも非常に濃密な協議を踏まえて行つたものでございまして、閣議決定をしたわけでござります。

違憲だと言つてゐるそんなど案にのつて、「身を賣つて日本国憲法及び法令を遵守し、賭して行きます。」

大臣「はい」と呼ぶ  
そして、こういう意見をずっと言つてこられました。これは中谷さんの御著書です。「右でも左でもない政治リベラルの旗」という御著書の中で、「憲法の拡大解釈は限界に達している」という章でこうおつしやっています。「現在、各政党

私も、自民党の中でこの憲法とこれからのお安全保障法制、常々議論はいたしておりますし、また与党の中でもさまざま角度で検討して現在の法案を政府としては決定をいたしましたので、それぞれ憲法において慎重に議論をした結果であると、いうふうに思つております。

したがいまして、憲法に関していろいろな考え方の方々がおられます。が、私たちは、そういうたたまざまな方々の意見を聞く、伺う、そういうことを通じまして、現在の結論に至つてはいるわけでござ

が攻められないなくとも、他国のために戦えとか  
行けと言えますか。

私は、昨日の憲法審査会を受けて、三名が違憲と  
と言われたことを受けて、本法案は一回、政府は  
撤回された方がいいと思いますが、いかがですか  
○中谷国務大臣 政府といたしましても、さまざま  
な角度から御意見を頂戴し、また、現実に、安  
保法制懇談会という非常に著名な、見識を持った方々に  
参考までに参考をしていただきて御意見をいただきま  
した。

で憲法議論が行われてゐる。憲法を改正するかどうか、改正しなくとも解釈の変更を行なうべきだとの議論があるが、私は、現在の憲法の解釈変更是すべきでないと考へてゐる。解釈の変更是、もう限界に来ており、これ以上、解釈の幅を広げてしまふと、これまでの国会での議論は何だったのかということになり、憲法の信頼性が問われることがある。」

すばらしい意見をおっしゃつてゐるぢやないですか。

平成27年6月5日  
衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会速記録（議事速報）

○辻元委員 私が申し上げましたのは、反対している人たちが半数以上いらっしゃる、この事実は御存じですね。世論調査を見て、そうじやないですか。そしてさらに、その中核的な反対の意見が憲法九条に違反しているんじゃないかと。そして一方、憲法学者、研究者の皆さんも二百名近く反

そして、その後は、やはり政府としては、国民の命とそして平和な暮らし、これを守っていくためには憲法上安全保障法制はどうあるべきか、これ非常に国の安全にとって大事なことでございまして、その上で、与党でこういった観点で御議論をいただきたいとき、そして現在の憲法をいかにこの法案に適用させていけばいいのかという議論を踏まえまして聞

されでは、当時のことをお聞きしましょう。中谷大臣は一連の憲法にまつわる委員会等でもこういう御主張をされてきて、私もその場にずっといたわけですから。